

## 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

### 1. 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（フェニックス計画）の概要

#### (1) フェニックス計画の目的

- ① 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ② 港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。
- ③ 新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。

#### (2) フェニックス計画の経緯

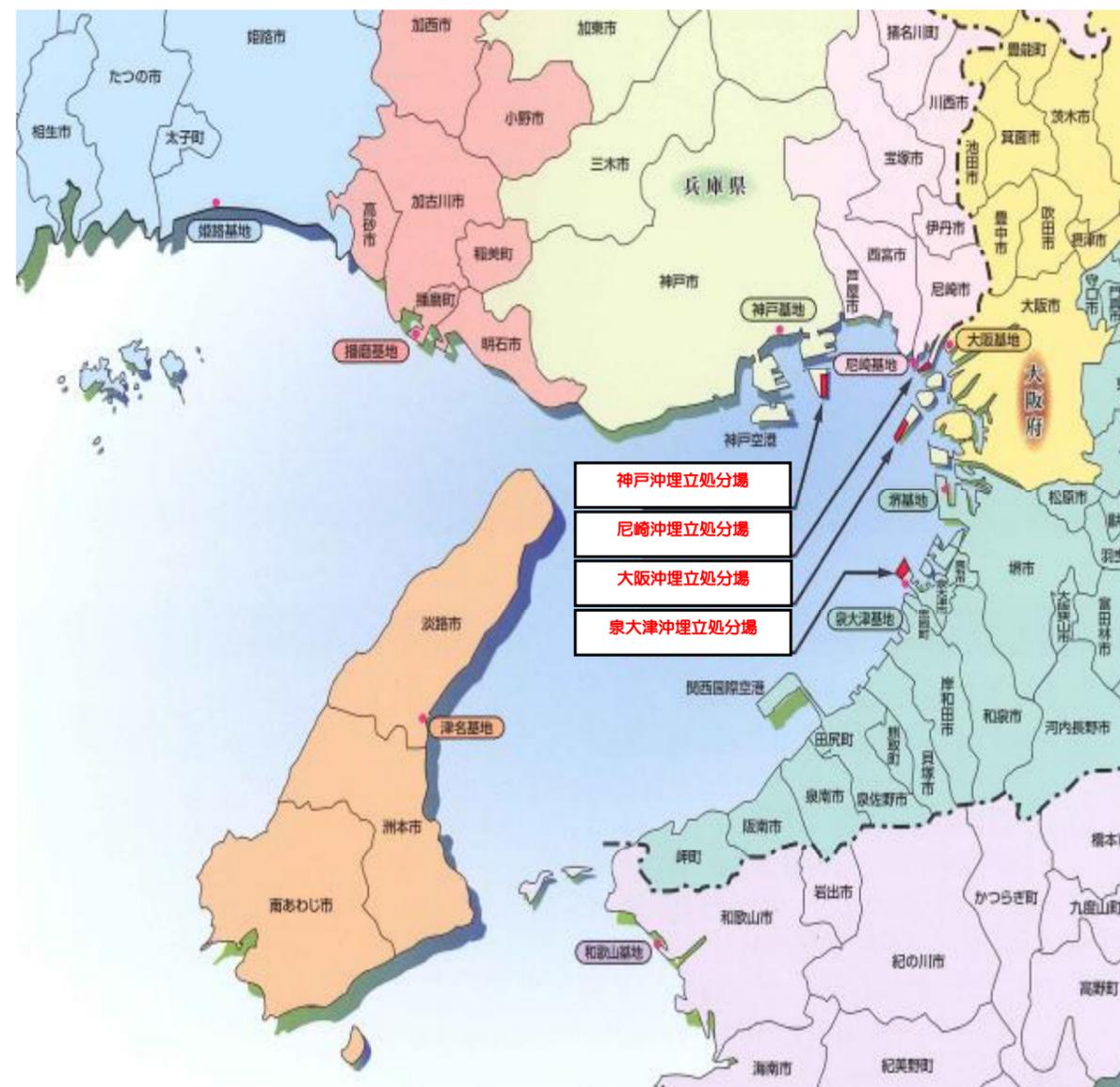
- |              |   |
|--------------|---|
| 昭和 56 年 12 月 | 「広域臨海環境整備センター法」の施行                              |
| 昭和 57 年 3 月  | 「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立                            |
| 昭和 60 年 12 月 | 基本計画の厚生・運輸両大臣の認可<br>(尼崎沖埋立処分場・泉大津沖埋立処分場の位置づけ)   |
| 平成 2 年 1 月   | 尼崎沖埋立処分場の受入開始                                   |
| 平成 4 年 1 月   | 泉大津沖埋立処分場の受入開始                                  |
| 平成 9 年 3 月   | 基本計画変更の大臣認可<br>(神戸沖埋立処分場の位置づけ、埋立期間延伸、受入対象区域の追加) |
| 平成 12 年 3 月  | 基本計画変更の大臣認可 (大阪沖埋立処分場の位置づけ、埋立期間延伸)              |
| 平成 13 年 11 月 | 基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、埋立期間延伸)                  |
| 平成 13 年 12 月 | 神戸沖埋立処分場の受入開始                                   |
| 平成 18 年 3 月  | 基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸)     |
| 平成 21 年 10 月 | 大阪沖埋立処分場の受入開始                                   |
| 平成 22 年 3 月  | 基本計画変更の大臣認可 (廃棄物の種類及び量の変更)                      |

#### (3) 埋立の進捗状況

平成 23 年 3 月末現在

処分場名	区画	面積 (ha)	計画量 (千 m <sup>3</sup> )	進捗率
尼崎沖埋立処分場	管理型	33	5,000	89.7%
	安定型	80	11,000	96.3%
	全体	113	16,000	94.3%
泉大津沖埋立処分場	管理型	67	11,000	96.1%
	安定型	136	20,000	84.7%
	全体	203	31,000	88.7%
神戸沖埋立処分場	管理型	88	15,000	62.6%
大阪沖埋立処分場	管理型	95	14,000	6.7%
全体		499	76,000	69.5%

注) 尼崎沖・泉大津沖埋立処分場の管理型区画については、平成 13 年度に管理型廃棄物の受入を終了している。



フェニックスの埋立処分場と搬入施設

## 2. 基本計画の変更を行う理由

### (1) 廃棄物の種類及び量の変更

神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場の廃棄物の種類及び量の変更

現計画では、平成 33 年度まで廃棄物の受入処分を行うこととなっているが、近年の傾向として一般廃棄物・上下水汚泥については、減量化等により受入量が計画量を下回る傾向が続いており、管理型民間産業廃棄物は、計画より前倒しで受入れが進捗している。

このため、一般廃棄物の受入枠の一部を産業廃棄物の受入枠に振り替えることにより、一般廃棄物と産業廃棄物の受入を同時終了して埋立期間を平成 39 年度まで延伸する変更を行う。

### (2) 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

工事期間：昭和 62 年度から約 41 か年 【変更前：昭和 62 年度から約 35 か年】

### (3) 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

埋立期間：平成元年度から約 39 か年 【変更前：平成元年度から約 33 か年】

## 3. 基本計画の変更（案）の内容

### (1) 廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入の基準に関する事項

#### ① 受入対象区域

近畿 2 府 4 県 168 市町村 < 100 市 68 町村 > (変更なし)

#### ② 廃棄物の種類及び量

(単位：万m<sup>3</sup>)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖埋立処分場	220	290	700	390	1,600
神戸沖埋立処分場	(730) 580	(470) 620	300	0	1,500
大阪沖埋立処分場	(840) 540	(280) 580	280	0	1,400
合計	(2,180) 1,730	(1,760) 2,210	2,550	1,110	7,600

(注) ( )内は変更前の数量である。

## 4. 今後のスケジュール

H23年10月20日	関係団体（2府4県・4港湾管理者）協議開始
11月10日～30日	基本計画（案）の公表・縦覧
11月24日	大阪府環境審議会報告（予定）
12月	大阪湾広域臨海環境整備センター理事会（予定）
H24年 1月	大阪湾広域臨海環境整備センター管理委員会（予定）
	国土交通・環境大臣認可申請（予定）